平成２２年（フ）第６２６号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目50番地１　ラフォーレいずみ野Ｆ201、前住所栃木県鹿沼市栄町１丁目３番地16　エムズハイツＢ102
債務者　平野　可澄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２８号
栃木県鹿沼市上野町346番地１　ヴィラ宝古木305号
債務者　神山　敏章
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０１４号
横浜市港北区新吉田東３丁目６番13号
債務者　桐山菜津美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２２号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台１丁目７番地６、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台５丁目13番地19　岩田ハイツ27―101
債務者　塙　　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２７号
栃木県宇都宮市平出工業団地46番地４　東北福山通運株式会社社宅201
債務者　柴　　尋貴
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２０５号
横浜市南区高根町１丁目４番地　ハイム阪東橋302
債務者　山本喜美枝
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６６号
栃木県宇都宮市板戸町2257番地
債務者　齋藤　光範
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８７号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目21番24号
債務者　平田　容一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２９号
栃木県大田原市山の手２丁目４番22号　メゾンポワール201号、前住所栃木県大田原市黒羽田町544番地
債務者　水楢　浩二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３７号
栃木県日光市平ケ崎64番地２　吉原アパート３号室、前住所京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前８番地の３　Ｌ―405
債務者　石月恵理子（旧姓蓮葉）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３８号
栃木県小山市大字土塔45―１　ポートシャトー２―102、住民票上の住所栃木県河内郡上三川町大字下神主278番地
債務者　角田　智一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４４号
栃木県大田原市紫塚１丁目13番13号　サンライズガーデン105号、前住所栃木県那須塩原市共墾社94番地24
債務者　田野　允孝
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３４３号
横浜市南区中村町１丁目19番地１　南ハイツ壱番館２Ｆ
債務者　上原　惠子（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０号
秋田県大仙市角間川町字町頭192番地、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町樽見内字高畑170番地
債務者　佐々木　尚（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時30分　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７８号
秋田県大仙市小貫高畑字曽四川５番地37
債務者　木村　とき
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時30分　秋田地方裁判所大曲支部